

日本商品先物取引協会

THE COMMODITY FUTURES ASSOCIATION OF JAPAN

会報

2020.1 VOL.26



日本商品先物取引協会

THE COMMODITY FUTURES ASSOCIATION OF JAPAN

目次 (2020.1 VOL.26)

I 巻頭挨拶「令和2年 年頭所感」

日本商品先物取引協会 山崎 恒 会長…………… 1

II 主務省寄稿「令和2年 年頭所感」

農林水産省 食品流通課 福井逸人 課長…………… 3

経済産業省 商務・サービスグループ 戸邊千広 参事官…………… 4

III 監査の実施状況について…………… 5

IV 令和元年度内部管理責任者制度に関する研修の実施状況について…………… 6

V 令和元年の相談状況及び苦情・紛争処理状況 について…………… 8

VI 統計資料等

1 国内商品市場取引を行う商品先物取引業者の状況…………… 1 1

2 店頭商品CFD取引の状況…………… 1 2

3 登録外務員数の推移…………… 1 4

4 商品先物取引業者の登録外務員数規模別一覧…………… 1 5

5 商品先物取引仲介業者の登録外務員数規模別一覧…………… 1 5

6 国内商品市場取引に関する統計・資料等について…………… 1 6

I. 巻頭挨拶

令和2年 年 頭 所 感

日本商品先物取引協会

会長 やま ざき ひさし
山 崎 恒

明けましておめでとうございます。

皆様にはおかれましては、お健やかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年、新天皇陛下が即位され、元号も令和と改まるなど、新時代の幕開けとなる節目の年でした。商品先物取引業界においても、大きな変化の年でした。昨年8月7日には大阪堂島商品取引所のコメ先物取引の試験上場が継続となりましたし、9月17日には(株)東京商品取引所に電力先物取引が試験上場されました。何よりも、(株)東京商品取引所と(株)日本取引所グループが経営統合されたことが最大の変化でしょう。すなわち、3月28日の基本合意の締結から始まり、7月30日の経営統合に関する契約の締結、その後の(株)日本取引所グループによる(株)東京商品取引所の株式公開買付けを経て、11月1日に(株)日本取引所グループが(株)東京商品取引所を完全子会社とする経営統合がなされました。今後、7月27日にエネルギー市場と中京石油市場を除く、貴金属市場、ゴム市場及び農産物・砂糖市場の上場商品が、(株)東京商品取引所から(株)大阪取引所に移管されるとともに、(株)日本商品清算機構が(株)日本証券クリアリング機構と統合することにより総合取引所が誕生することになります。

これに伴い、会員におかれまして、(株)大阪取引所に移管した商品を引き続き取り扱う場合には、金融商品取引法上の第一種金融商品取引業の新規登録又は変更登録を行う必要がありますので、日商協といたしましては、その手続きが円滑に行えますよう関係機関と折衝するとともに、会員の皆様のご相談等にも対応してまいりました。また、金融商品取引法上の自主規制を担当する日本証券業協会とは、外務員の資格取得や内部管理責任者・営業責任者の任命について協議してまいりました。本年は、引き続き日本証券業協会と、同協会の自主規制規則の改正等に関して協議するとともに、外務員資格取得のための研修の開催にも協力し、会員の皆様の業務や外務員等の活動が滞りなく行えるよう支援してまいります。

さらに、今後の日商協のあり方につきましても、昨年の会員代表者懇談会や理事会で決定いた

しました「日本商品先物取引協会の今後の運営方針及び令和2年度の会費の取り扱いについて」に基づき、事業計画や予算を作成し、必要な体制整備を行います。また、会員のビジネス構成が個人顧客を相手方とした対面取引からネット取引、法人顧客を相手方とした対面取引に転換すること、及び金融商品取引業を兼業する会員が増加することが予想されるため、これらの変化に対応した制度、規則の検討を行ってまいります。

以上のような大きな外部環境の変化があっても、日商協の、商品先物取引法によって主務大臣から委任されている外務員の登録事務をはじめ、顧客からの苦情・紛争等の処理、内部管理責任者制度の適切な運営や監査の実施など自主規制機関としての業務を実施することの重要性はいささかも減じるものではありません。日商協としましては、これらの業務を通じ商品先物取引業界の信頼性の向上に更に努めてまいります。そして、これらの業務の効率的かつ効果的な遂行が果たせるよう、今まで以上に会員の皆様、取引所及び関係団体と密接な連携を図ってまいりたいと考えております。

日商協にとりまして、本年は取り組むべき課題の多い一年になると思っております。会員の皆様方の更なるご支援をお願いしますとともに、皆様の益々のご発展とご多幸を心よりお祈り申し上げまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

Ⅱ. 主務省寄稿

令和2年 年 頭 所 感

農林水産省 食料産業局 食品流通課
課長 福井逸人

新春に当たり、謹んで年頭の御挨拶を申し上げます。

日本商品先物取引協会におかれましては、商品先物取引業界の自主規制機関として会員に対する指導や監督、苦情や紛争等の解決に真摯に取り組まれ、また、会員の皆様におかれましても、協会のこうした取組に御協力いただいております、皆様に深く感謝申し上げます。

昨年8月に、商品先物取引業者等の実効的な体制整備を図る観点から「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」を改正し、併せて「商品先物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を策定したところです。

日本商品先物取引協会におかれましては、昨年4月に、新たに施行された反社会的勢力の排除に関する規則及び照会制度の利用規約に基づく照会制度を導入され、8月には、同ガイドラインを踏まえ同ガイドラインの実務上の取扱い及び留意事項（マネロン等対応の考え方）を作成・提供されるなど、会員に対して、自主規制機能の強化及び管理体制の構築・維持の取組を支援しておられるところであり、こうした支援により会員の皆様の更なるコンプライアンス水準が向上することを期待しております。

現在の農産物先物市場につきましては、昨年8月に、大阪堂島商品取引所で取り扱われていたすこめの試験上場が2年間延長されましたが、これまでの取引は必ずしも活発とは言い難い部分がありました。本年は是非、活発な取引となり、市場が持つ公正・透明な価格形成や価格変動の影響軽減等の機能が遺憾なく発揮されるよう期待しております。

一方で、商品先物取引業界をめぐっては、「総合取引所の実現」に向け、昨年10月には、東京商品取引所が日本取引所グループの完全子会社となり、本年7月からは、大阪取引所で農産物を含む商品デリバティブ取引が開始されるなど取組が進められております。こうした動きに会員が円滑に対応できるよう日本商品先物取引協会の御協力をお願いするとともに、農林水産省といたしましても経済産業省と協力してサポートして参ります。

会員の皆様におかれましては、引き続き、委託者保護に配慮し、先物市場のイメージ向上、信頼性の高い市場環境の整備に向けて御尽力いただきますよう、よろしく願いいたします。

最後になりましたが、皆様の御健勝と御多幸を祈念申し上げます、新年の挨拶といたします。

令和2年 年 頭 所 感

経済産業省 商務情報政策局 商務・サービスグループ
参事官（商品市場整備担当） 戸 邊 千 広

令和2年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

平素より、商品先物取引行政にご理解とご協力を賜り、御礼申し上げます。

日本商品先物取引協会におかれましては、自主規制の徹底、紛議の解決、外務員の研修・登録等の業務を着実に推進され、商品先物取引法の自主規制機関として、会員企業のコンプライアンス体制の確立及び苦情件数の減少に多大な貢献をしてこられました。また、会員企業におかれましても、変化するビジネス環境や自主規制への対応など日々取り組んでいただいております。

関係各位のご尽力に対しまして、改めて敬意を表します。

令和という新しい時代が幕を開けた昨年、商品先物取引の世界も、総合取引所の実現に向けて新たな一歩を踏み出しました。今年は、この総合取引所をスムーズにスタートさせることが最大の課題です。商品先物取引の活性化に向けた新たな道筋を描きながら、この課題を乗り越えるべく、関係機関及び会員企業の皆様とともに取り組んでまいり所存です。

日本商品先物取引協会及び会員企業の皆様におかれましては、コンプライアンス体制を維持し、苦情・紛争の解決など委託者保護に対し、これまで以上のご尽力をお願い申し上げます。

昨年9月には、新たに電力先物が試験上場いたしました。近年の国内での災害発生や最近の中東情勢などを踏まえると、国民生活及び産業活動におけるエネルギーの安定供給は不可欠です。エネルギー分野のシステム改革が進む中、価格変動リスクをヘッジする一手段として電力先物を活用する例も広がりつつあります。商品内容や制度などについて関係者の方々との議論を深めつつ、長期的な視点に立って、これら取引や市場を育成していくことが極めて重要です。

今年はオリンピック・パラリンピックが開催され、今まで以上に世界から日本が注目されるでしょう。一方、海外に目を転ずると、中国をはじめとする他国のプレゼンスの増大、AIやIoTといった技術革新が急速に進展しています。総合取引所の構築とエネルギー市場の育成という大きな課題に挑戦し、国内外の新しいプレイヤーの参入、関係機関や企業による新しい取組など、それら新しい結合がイノベーションに昇華することで、グローバル競争の中で我が国のマーケットの魅力を示していくことが問われる大切な一年になります。

最後になりましたが、日本商品先物取引協会及び会員企業の皆様のご健勝とご多幸、並びに商品先物市場の益々の発展を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

Ⅲ. 監査の実施状況について

本会が、監査規則に基づいて行っている監査業務について、令和元年度の実施状況を以下のとおりまとめました。

1. 令和元年度の監査の方針及び重点項目

(1) 監査の方針

平成30年度の監査は、内部管理責任者制度の取組状況について、重点的に確認することで、会員の内部管理体制の整備についてサポートしてきました。

令和元年度の監査は、引き続き内部管理体制と運用状況の監査を着実に実施し、会員とのコミュニケーションを通じて会員の自主的努力を支援することにより、コンプライアンス水準の更なる向上を図ることとしています。

(2) 監査の重点項目

内部管理責任者制度において求められている組織体制が整備されているかどうかを点検し、その上で、具体的事案の中で、勧誘段階と取引段階において内部管理責任者制度が実効的に機能しているかを検証しています。

2. 実施状況

令和元年度は12月までに個人顧客を対象として対面取引を行っている会員6社に対して監査を実施しました。その結果、課題として見られた状況は、以下のとおりです。

(1) 過度な取引を防止するための措置

顧客の知識、経験、財産の状況及び商品取引契約を締結する目的に照らして過度な取引を防止する観点から、内部管理責任者が売買管理システムを活用して入金累計額、損失額や委託手数料額などを基準として調査対象とする委託者を選定し、取引実態を調査していましたが、取引経験の有無や投資可能資金額などの属性を基準に加えていない事例がありました。

(2) 外務員日誌の記載内容

登録外務員の日々の営業活動、顧客管理は外務員日誌に記載することとし、商品取引契約の締結までの概要や取引の受注内容は記録されていましたが、取引の受注に関する委託者との遣り取り（登録外務員と委託者の発言や相場観など）が記載されていない事例がありました。

(3) 投資可能資金額の増額審査

投資可能資金額の増額の審査方法や例外要件の確認方法は、各社とも社内規則等に具体的に定め、これを実施（自筆の申出書の提出を受け、役員クラスの者が決裁する。）していました。しかしながら、その審査において値洗損金など委託者毎に相違する個別の取引状況を十分に勘案していない事例、委託者との遣り取りの記録が残されておらず、どのような経緯で申出書が提出されるに至ったのか確認できない事例がありました。

文責：芝崎

IV. 令和元年度内部管理責任者制度に関する研修の実施状況について

本会が、平成 27 年 11 月 25 日制定（平成 28 年 7 月 1 日施行）の規則に基づいて行っております内部管理責任者制度に関する研修の実施状況について、以下のとおりまとめました。

1. 令和元年度 内部管理責任者等研修の実施状況

会員は営業単位ごとに内部管理責任者を、また、営業単位のうち個人対面取引に係る業務を行うものにあつては、上記に加えて営業責任者を配置することが求められているところですが、内部管理責任者又は営業責任者（以下「内管責任者等」という。）として配置されるためには、内部管理責任者等研修を受講・修了することが必要とされています。

本研修では、内部管理責任者制度の枠組み・内管責任者等の具体的役割・法令遵守分野における近時のトピック等、内管責任者等が職責を果たすうえで必要と考えられる事項について講習を実施しました。また本年度は、(株)大阪取引所での商品関連市場デリバティブ取引に係る事業の展開を目指す会員にとって準備期間となることから、そこで求められる登録外務員資格や内管責任者等資格に関する特例的取得方法等についての情報提供を行いました。

現在までに、東京・大阪の両地区において 1 回ずつ研修会を開催し、会員 26 社から 95 名の方が受講されました。また、既に内管責任者等である方についても、最新の情報に触れるフォローアップ研修として位置付けており、会員 8 社から 11 名が受講されました。

なお、効果測定の結果、受講者全員（既資格取得者を除く。）が受講を修了し、内部管理責任者又は営業責任者の資格が付与されました。

研修の開催日・開催場所・受講者数等及び講習内容は以下のとおりです。

令和元年度 内部管理責任者等研修の開催日及び受講者数等

開催日		地区	開催会場	受講社数／受講者数	修了証書発行社数 ／修了者数
1	8月2日(金)	東京①	(株)東京商品取引所 セミナールーム	25社／42名	22社／35名
2	11月15日(金)	大阪①	大阪堂島商品取引所 大会議室	10社／64名	10社／60名
3	2月22日(土)	東京②	(株)東京商品取引所 セミナールーム	未開催	未開催
2地区3回開催予定				29社／106名	26社／95名

(注) 網掛け部分はすでに開催済みです。

内部管理責任者等研修の講習内容等

内 容	担 当
スケジュール説明、開会挨拶（5分）	事務局

第一部 内部管理責任者制度における内部管理責任者及び営業責任者の役割について (40分)	事務局 (研修登録担当)
第二部 「内部管理責任者等と実効性のあるコンプライアンスの確保について」、「総合取引所体制下の外務員資格、内部管理責任者資格について」(11月15日会合) (90分)	TMI 総合法律事務所 弁護士 久保賢太郎 氏
効果測定/レポート作成 (30分)	事務局

2. 令和元年度 内部管理総括責任者等研修の実施状況

内部管理総括責任者等研修は、内部管理総括責任者が内管責任者等を指導・監督するとの観点から、リスクマネジメントを含めた実践的な知識の習得を目的とする講習に加え、総合取引所体制下の登録外務員資格や内管責任者等資格の特例的取得方法等についての情報提供も行いました。

また、会員14社が内管責任者等に対する社内研修に代えて本研修の受講を選択しました。

開催日・開催場所・受講者数等及び講習内容は以下の通りです。

令和元年度 内部管理総括責任者等研修の開催日及び受講者数等

開催日	開催会場	内部管理総括責任者 受講社数/受講者数 (うち代理受講者)	内部管理責任者及び 営業責任者 受講社数/受講者数	受講者数
1 10月11日(金)	(株)東京商品取引所 セミナールーム	46社/46名 (8名)	14社/30名	76名
1地区1回開催				

内部管理総括責任者等研修の講習内容等

内容	担当
スケジュール説明、開会挨拶 (5分)	事務局
第一部 法令違反から会社を守る内部管理体制の構築と運用について (120分)	TMI 総合法律事務所 弁護士 久保賢太郎 氏
第二部 内部管理責任者制度の概要及び総合取引所時代における外務員制度、内部管理責任者制度について (30分)	事務局 (研修登録担当)
「アンケート」実施 (10分)	事務局

文責：入江

V. 令和元年の相談状況及び苦情・紛争処理状況について

本会の相談センターでは、平日の午前9時から午後5時までの間、商品デリバティブ取引に関するお客様からのご相談に応じるとともに、苦情及び紛争の解決に努めています。

ここでは、令和元年1月から12月までの1年間に相談センターで取り扱った「相談（問い合わせ）」、「苦情」、「紛争仲介」の受付状況等を集計し、平成30年（前年）との比較を行いました。

○ 総括表

（単位：件）

区 分	令和元年	平成30年	対前年増減
相談（問い合わせ）	208	206	+2
苦情	0	9	-9
紛争仲介	10	9	+1
苦情から紛争仲介に移行したもの	(1)	(4)	(-3)
紛争仲介に直接申出されたもの	(9)	(5)	(+4)

1. 相談（問い合わせ）

- 相談センターでは、商品デリバティブ取引に係る全般的な質問にお答えしております。
- 相談は無料です。
- 相談センターでは、次に掲げる相談に応じること、苦情及び紛争の解決を行うことはできません。
 - ① 商品デリバティブ取引以外の有価証券取引や外国為替証拠金取引等に係るもの
 - ② 協会に加入していない業者との取引に係るもの

（単位：件）

令和元年													合計	H30年
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
20	18	18	23	17	12	26	17	17	14	11	15	208	206	

(1) 受付件数

相談受付件数は208件で、前年（206件）からは2件の増加となりました。

(2) 相談内容

内容別にみると、「損金を取り戻せるか否かに関するもの」が41件で最も多く、次いで「勧誘に関するもの」と「商品先物取引の仕組み・制度に関するもの」が各12件、「日商協の対応に関するもの（苦情・紛争仲介の手続き等）」が11件で続いています。

2. 苦情

- お客様は、相談センターに電話、手紙及びWEB等の方法により、協会の会員及び会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者（以下「会員等」という。）に対する苦情を申し出ることができます。
- 苦情の申出に対し、相談センターの相談員はお話を伺い、必要な助言や苦情に係る事情を調査します。
- お伺いした苦情の内容は相手方会員等に通知してその迅速な解決を求める等の対応を行い、苦情の解決の促進を図ります。
- 苦情処理は無料で行います。

(単位：件)

令和元年													H30年
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9

(1) 受付件数

苦情受付件数は年間を通じて0件でした。前年は9件でした。

3. 紛争仲介

- 相談センターでは、前述の苦情処理で苦情の解決に至らなかった場合や、本会の苦情処理に依らずにお客様と会員等が自主的に話し合いを行っても解決に至らなかった場合などに、解決手段の一つとして、紛争仲介を行っています。
- 紛争仲介は、協会が委嘱する弁護士が担当あっせん・調停委員となって行います。
- 紛争仲介制度を利用される際には、申出手数料及び期日手数料（第2回期日以降）の紛争仲介に係る手数料をご負担いただくことになります。

(単位：件)

区 分	令和元年	平成30年
申出件数	10	9
前年（12月末時点）処理中件数	3	5
終結件数	8	11
（解決）	(6)	(5)
（打切り）	(2)	(5)
（取下げ）	(0)	(1)
12月末時点処理中件数	5	3

(1) 紛争仲介の申出件数

紛争仲介の申出件数は10件で、前年（9件）からは1件の増加となりました。

(2) 申出事由

申出事由類型別にみると、「不当勧誘類型」が7件、「仕切回避類型」、「過当売買類型」、「連絡不備類型」が各1件となりました。

(3) 処理状況

令和元年の申出 10 件と平成 30 年 12 月末に処理中であった 3 件を合計した 13 件のうち、
終結した件数は 8 件で、このうち解決が 6 件、打切りが 2 件となりました。

この結果、令和元年 12 月末時点で処理中の件数は 5 件となりました。

4. 苦情等（苦情と紛争仲介に直接申出されたものの合計）

苦情

(単位：件)

令和元年													合計	H30 年
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9

紛争仲介に直接申出されたもの

(単位：件)

令和元年													合計	H30 年
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
0	0	1	1	1	0	0	1	0	1	2	2	2	9	5

苦情等（苦情と紛争仲介に直接申出されたものの合計）

(単位：件)

令和元年													合計	H30 年
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
0	0	1	1	1	0	0	1	0	1	2	2	2	9	14

(1) 受付件数

苦情等（苦情と紛争仲介に直接申出されたものの合計）の受付件数は 9 件で、前年（14 件）
から 5 件の減少となりました。

(2) 申出事由

申出事由類型別にみると、「不当勧誘類型」が 7 件、「仕切回避類型」と「過当売買類型」
が各 1 件となりました。

文責：原田

VI. 統計資料等

本会が各種資料をもとに作成しました。詳細なデータは下記の出典をご覧ください。

1. 国内商品市場取引を行う商品先物取引業者（商先業者）の状況

年度	商先業者数		国内市場 売買枚数 (千枚)	国内市場 取組高 (千枚)	国内市場 商先業者 売買枚数 (千枚)	国内取引 を行う社 の外務員 (人)	手数料 収入 (百万円)	国内取引 苦情・ 紛争仲介 直接申出 (件)	
	全体	国内取 引社数							
H17年度	—	86	215,489	1,514	182,145	12,055	223,839	385	
H18年度	—	79	170,133	1,080	141,951	9,678	153,760	279	
H19年度	—	70	142,141	661	114,494	6,926	113,659	286	
H20年度	—	49	92,623	415	63,641	4,801	62,128	195	
H21年度	—	37	68,518	447	44,990	3,511	48,420	100	
H22年度	53	33	63,570	393	44,654	2,788	44,236	55	
H23年度	59	33	65,818	394	50,662	2,409	46,222	66	
H24年度	56	32	56,227	391	47,185	2,314	43,174	48	
H25年度	51	32	48,377	265	43,571	2,308	34,370	40	
H26年度	49	31	46,028	337	41,929	2,277	31,400	27	
H27年度	47	29	53,118	392	50,025	2,141	26,795	35	
H28年度	45	28	51,632	510	48,516	2,089	25,686	11	
H29年度	44	27	51,380	519	49,417	1,891	23,746	16	
H30年度	45	27	42,617	341	41,228	1,771	22,297	13	
R 元 年 度	4月	44	26	2,805	324	2,720	1,753	1,588	1
	5月	44	26	2,722	365	2,644	1,810	1,505	1
	6月	44	26	4,063	355	3,967	1,809	2,308	0
	7月	44	26	3,819	347	3,740	1,797	2,091	0
	8月	44	26	4,449	340	4,327	1,776	2,375	1
	9月	43	26	3,479	339	3,386	1,761	1,813	0
	10月	43	26	2,691	328	2,628	1,746	1,425	1
	11月	42	26	2,466	351	2,388	1,741	1,398	2
	計			29,183		25,801		14,503	8
前年度 4～11月比			87.9%		89.1%		97.1%		

- 1) 商先業者数、国内市場取組高、国内取引を行う社の外務員数は年度末現在、これ以外は年度累計の値である。
- 2) 商先業者は、商品先物取引法施行(H23.1.1)まで商品取引員とされ、国内市場取引のみが規制の対象であった。
- 3) 年度末日（月末日）に廃業した会社に係る外務員数は数値に含めているが、商先業者数からは除いている。
- 4) 平成23年1月以降の手数料収入には外国商品市場及び店頭商品の収入が含まれている可能性がある。

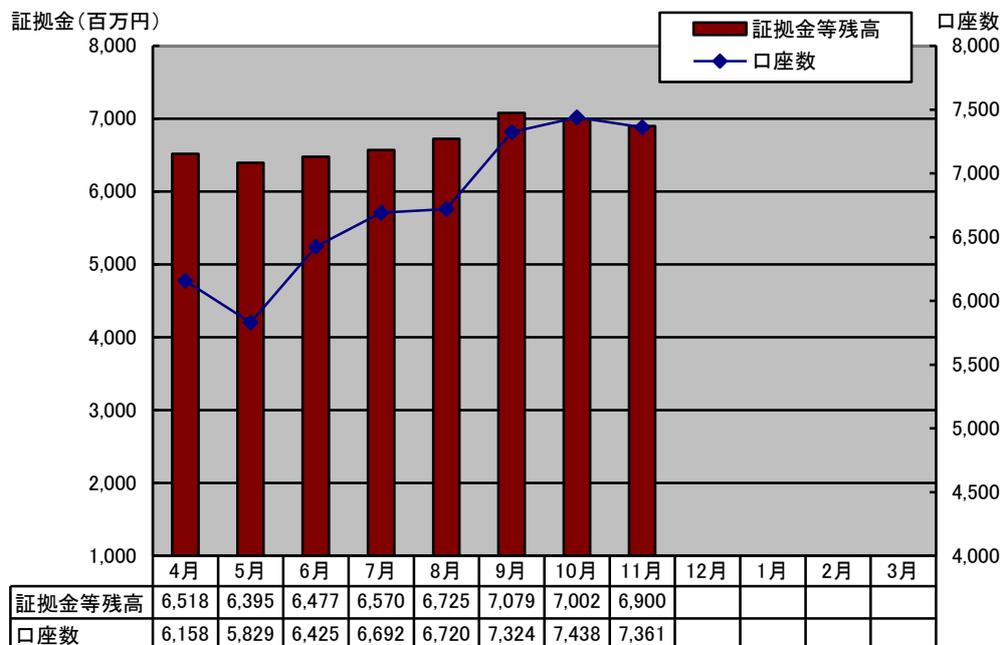
出典：商先業者数、商先業者国内市場売買枚数、外務員数、手数料収入及び苦情・紛争仲介直接申出は当協会調べ
国内市場売買枚数は日本商品清算機構「出来高速報」、国内市場取組高は平成19年度まで全国商品取引所
連合会編「商品取引所年報」等（各月央値）、20年度以降は各商品取引所（月末値）

2. 店頭商品CFD取引の状況

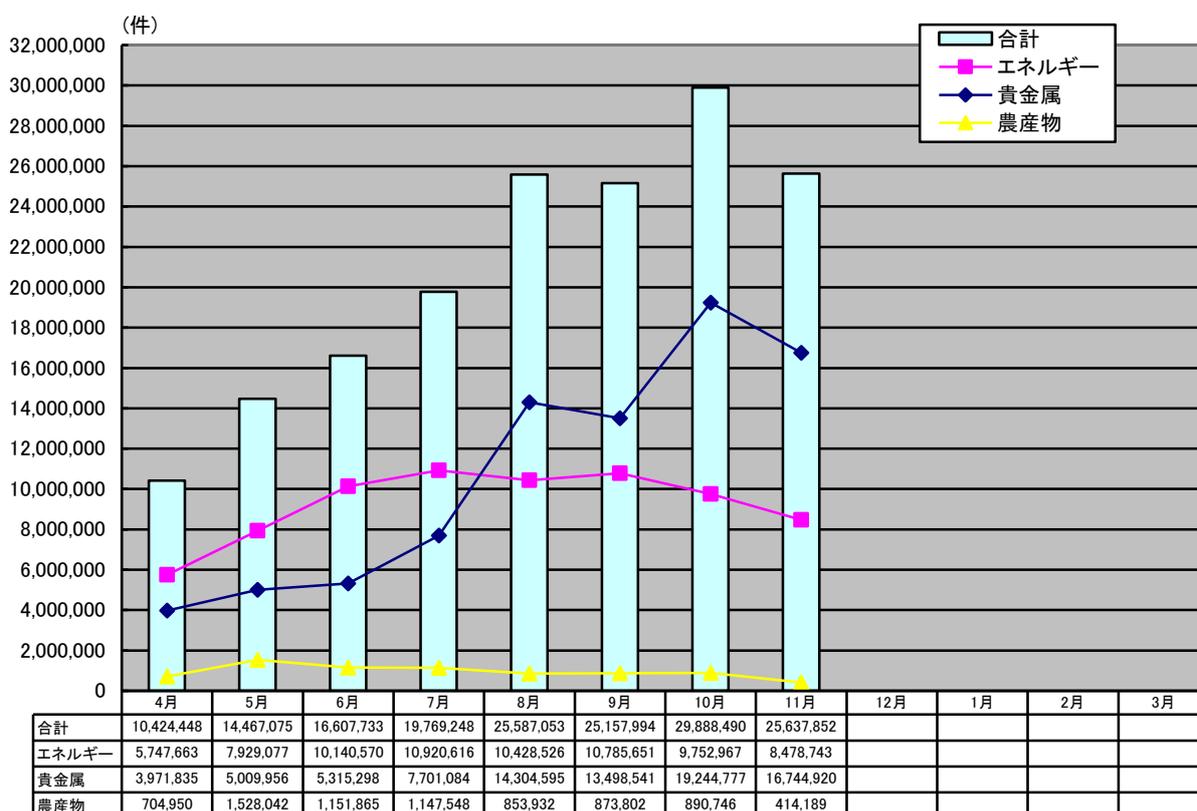
本会では規則に基づき毎月会員から店頭商品デリバティブ取引に係る業務報告を受けております。ここでは、その報告をもとに令和元年度の統計を掲載しました。

詳細は本会ホームページの資料・統計「[店頭商品CFD取引の統計](#)」をご覧ください。

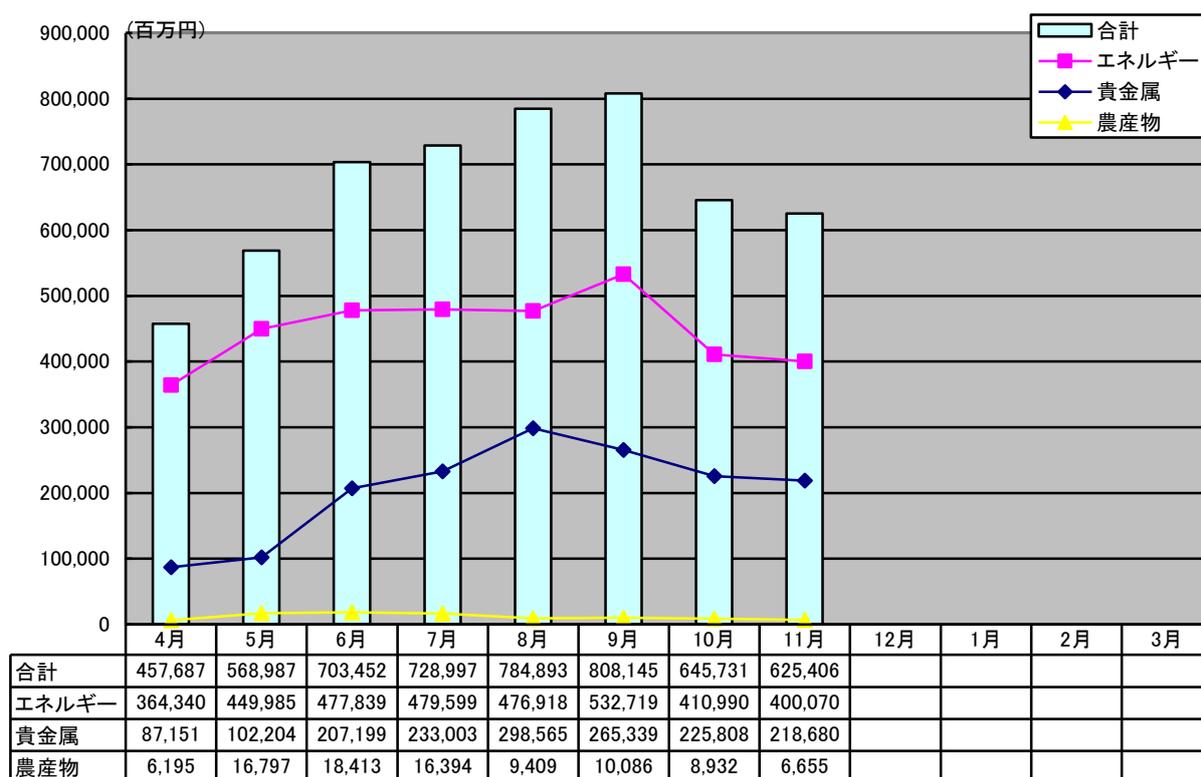
(1) 2019（令和元）年度 月末証拠金等残高と口座数



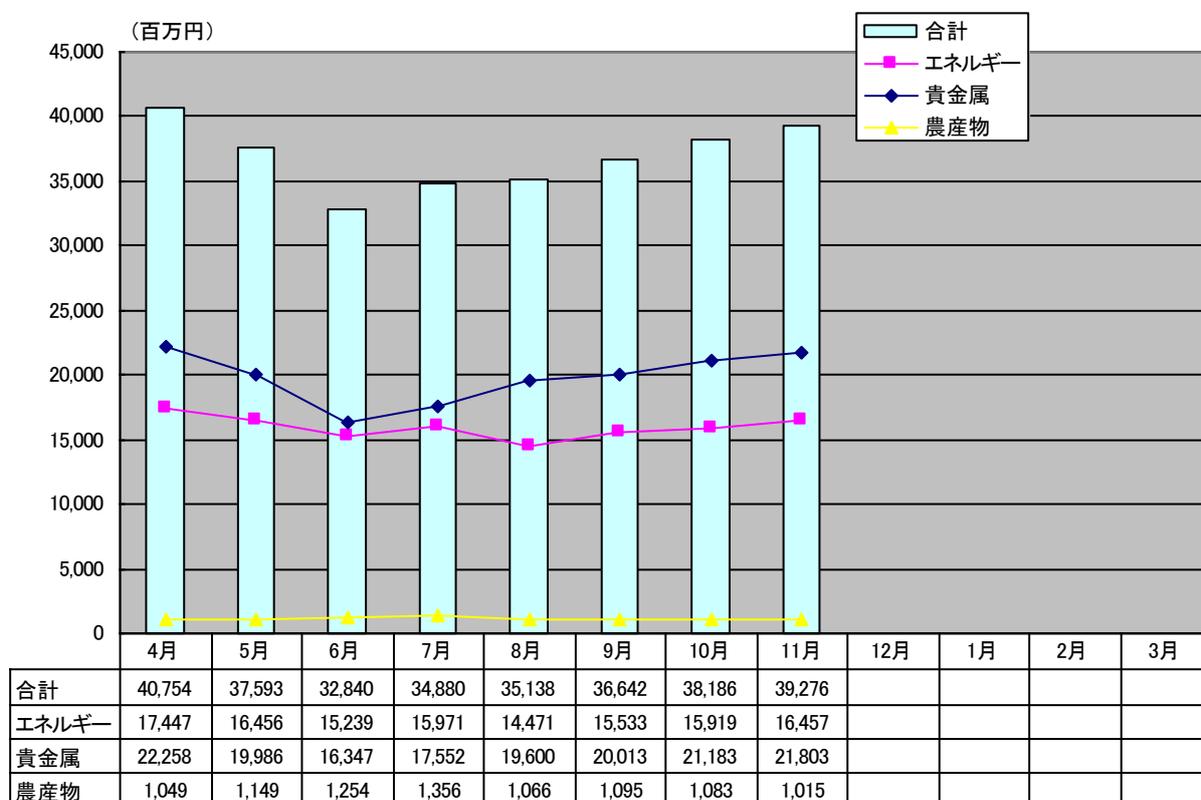
(2) 2019（令和元）年度 月間取引件数



(3) 2019（令和元）年度 月間取引金額



(4) 2019（令和元）年度 月末建玉残高



3. 登録外務員数の推移

本会では商品先物取引法に基づき外務員の登録事務を行っております。3.～5.では、登録外務員に係るそれぞれの統計を掲載しました。

詳細なデータは本会 Web サイトの資料・統計「[登録外務員数の推移](#)」をご覧ください。

平成 21 年度まで

(単位：人)

	前年度末外務員数	新規登録者数	登録更新者数	登録抹消者数	当年度末外務員数
平成 15 年度	14,773	5,619	2,487	5,498	14,894
平成 16 年度	14,894	4,872	2,473	5,155	14,611
平成 17 年度	14,611	4,271	729	6,827	12,055
平成 18 年度	12,055	2,695	545	5,072	9,678
平成 19 年度	9,678	1,668	457	4,420	6,926
平成 20 年度	6,926	980	287	3,105	4,801
平成 21 年度	4,801	715	887	2,005	3,511

平成 22～30 年度

(単位：人)

	前年度末外務員数			新規登録者数			登録更新者数			登録抹消者数			当年度末外務員数		
	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者
平成 22 年度	3,511	3,511	0	314	301	0	603	603	0	1,024	1,024	0	2,801	2,788	0
平成 23 年度	2,801	2,788	0	28,208	388	308	218	218	0	1,932	767	36	29,077	2,409	272
平成 24 年度	29,077	2,409	272	4,173	403	51	173	173	0	2,637	471	129	30,613	2,314	194
平成 25 年度	30,613	2,314	194	3,306	388	20	193	191	0	2,802	410	33	31,117	2,308	181
平成 26 年度	31,117	2,308	181	2,673	344	38	200	200	0	1,987	375	32	31,803	2,277	187
平成 27 年度	31,803	2,277	187	2,911	280	40	472	471	0	2,249	416	59	32,465	2,141	168
平成 28 年度	32,465	2,141	168	2,912	306	20	372	370	0	2,526	358	51	32,851	2,089	137
平成 29 年度	32,851	2,089	137	2,922	307	95	11,612	185	61	12,491	505	65	23,282	1,891	167
平成 30 年度	23,282	1,891	167	2,330	227	21	1,534	167	6	2,506	347	32	23,106	1,771	156

※ 平成 23 年 1 月 1 日に商品先物取引法が施行されたことにより、従来の国内商品市場取引に加え、外国商品市場取引と店頭商品デリバティブ取引を行う事業者が会員となったため、統計の連続性を考慮して国内商品市場取引を行う会員の外務員数を内訳表記した。

令和元年度

(単位：人)

	前月末外務員数			新規登録者数			登録更新者数			登録抹消者数			当月末外務員数		
	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者
4 月	23,106	1,771	156	164	32	22	82	21	0	533	50	5	22,737	1,753	173
5 月	22,737	1,753	173	221	75	1	90	17	0	250	18	1	22,708	1,810	173
6 月	22,708	1,810	173	187	22	13	42	14	0	159	23	5	22,736	1,809	181
7 月	22,736	1,809	181	56	14	0	109	49	1	127	26	7	22,665	1,797	174
8 月	22,665	1,797	174	324	6	5	87	13	0	270	27	2	22,719	1,776	177
9 月	22,719	1,776	177	170	8	1	70	1	0	176	23	10	22,713	1,761	168
10 月	22,713	1,761	168	78	7	2	30	14	1	246	22	4	22,545	1,746	166
11 月	22,545	1,746	166	102	7	0	85	11	0	146	12	3	22,501	1,741	163
12 月	22,501	1,741	163	127	13	0	129	14	0	195	24	3	22,433	1,730	160

※ 「うち国内商品市場」の外務員数については、既に会員であって国内商品市場取引に業務を拡大、或いは国内商品市場取引から撤退することがあるため、新規登録者数と登録抹消者数との差異が当月末外務員数と整合しない場合もあります。

4. 商品先物取引業者の登録外務員数規模別一覧

※令和元年 12 月 31 現在

(単位：社)

外務員数	会員数	うち国内商品市場を行う会員数
10,000 名以上	1	0
5,000 名以上 10,000 名未満	1	0
1,000 名以上 5,000 名未満	1	0
500 名以上 1,000 名未満	0	0
450 名以上 500 名未満	0	0
400 名以上 450 名未満	0	0
350 名以上 400 名未満	0	0
300 名以上 350 名未満	1	1
250 名以上 300 名未満	0	0
200 名以上 250 名未満	1	0
150 名以上 200 名未満	4	3
100 名以上 150 名未満	3	3
50 名以上 100 名未満	6	4
25 名以上 50 名未満	7	6
10 名以上 25 名未満	8	6
10 名未満	9	3
合 計	42	26
外務員総数(名)	22,338	1,741

注) 登録外務員数 1,000 名以上の 3 社はいずれも銀行である。

銀行関係 (6 社) の外務員数は 20,362 名であり、全体の 91.2%となっている。

5. 商品先物取引仲介業者の登録外務員数規模別一覧

※令和元年 12 月 31 日現在

(単位：社)

10 名以上	2
10 名未満	2
合 計	4
外務員総数	160 名

6. 国内商品市場取引に関する統計・資料等について（リンク先）

国内商品市場取引に関する統計・資料などの情報につきましては、次の商品取引所及び関係団体のホームページをご覧ください。

(1) 相場情報、ヒストリカルデータ

[株東京商品取引所](http://www.tocom.or.jp/jp/)（「相場情報」または「ヒストリカルデータ」） <http://www.tocom.or.jp/jp/>
[大阪堂島商品取引所](http://www.ode.or.jp/)（「相場情報」） <http://www.ode.or.jp/>

(2) 統計データ

日本商品先物振興協会 [業界統計データ](http://www.jcfia.gr.jp/study/data1.html) <http://www.jcfia.gr.jp/study/data1.html>
株日本商品清算機構 [統計資料等](http://www.jech.co.jp/b/b08.html)（出来高速報等） <http://www.jech.co.jp/b/b08.html>
日本商品委託者保護基金 [委託者資産保全措置の状況](http://www.hogokikin.or.jp/hozensochi.htm) <http://www.hogokikin.or.jp/hozensochi.htm>

(3) （一般向け）先物取引、オプション取引の解説

商品先物市場の基本的な事項、概要等に関する紹介サイト

株東京商品取引所 [（先物・オプション入門）](http://www.tocom.or.jp/jp/guide/nyumon/index.html)
<http://www.tocom.or.jp/jp/guide/nyumon/index.html>
大阪堂島商品取引所（「[商品先物取引ガイド](http://www.ode.or.jp/)」） <http://www.ode.or.jp/>
日本商品先物振興協会 [（取引をなさる方へ）](http://www.jcfia.gr.jp/index.html#1) <http://www.jcfia.gr.jp/index.html#1>
" [（産業界の皆様へ）](http://www.jcfia.gr.jp/index.html#6) <http://www.jcfia.gr.jp/index.html#6>

日本商品先物取引協会

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-10-7

☎ 03-3664-4731

URL <https://www.nisshokyo.or.jp>